# 指定通所介護及び指定介護予防通所介護

デイサービスセンターうぐいすの杜運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人もてぎ協栄会が開設するデイサービスセンターうぐいすの杜（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護又は指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名　称　　デイサービスセンターうぐいすの杜

(2)所在地　　栃木県芳賀郡茂木町大字茂木１８２４－２８

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者　１名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)生 活 相 談 員　　１名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

(3)看　護　職　員　　１名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4)介　護　職　員　　３名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(5)機能訓練指導員　　１名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営　業　日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 30 日から 1 月３日まで）及びお盆（8 月 13 日から 8 月 15 日まで）を除く。

(2)営 業 時 間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

(3)サービス提供時間　午前９時００分から午後５時００分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）
第６条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。
　　１単位２５名

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容）
第７条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
(1)食事の提供
(2)入浴
(3)日常生活動作の機能訓練
(4)健康状態の確認
(5)送迎
(6)日常生活における相談及び助言
(7)その他日常生活上の援助

（利用料等）
第８条　指定通所介護又は指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護又は指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。
２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
(1)　食費
　　昼食代８００円（おやつ代別）
(2)　おむつ代等
　　紙おむつ１枚実費、パッド１枚実費
(3)　通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
　　通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり２０円
(4)　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、茂木町、市貝町、益子町とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第10条　利用者は、指定通所介護又は指定介護予防通所介護の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。
(1)　気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
(2)　共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
(3)　送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）
第11条　従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）
第12条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

（衛生管理等）
第13条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。
２　事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）
第 14 条　事業所は、指定通所介護又は指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

（苦情処理等）
第 15 条　事業所は、提供した指定通所介護又は指定介護予防通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
２　事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（カスタマーハラスメントの対応）
**第 16 条**　利用者および家族は、介護職員等に対し、その尊厳を傷つける行為、暴言・暴力、セクシャルハラスメント、その適切なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを行ってはならないものとする。
２　前項に該当する行為が認められた場合、介護事業所は速やかに事実関係を調査し、行為者に対して文書等により警告を行い、サービスの臨時停止措置を講じることがある。
３　利用者又はその家族等によるカスタマーハラスメント行為が改善されず、信頼関係が著しく損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合は、介護事業所は本契約を解除することができるものとする。

（虐待防止対策）
**第 17 条**　事業所は、虐待防止のため次の措置を講じる。
事業所における高齢者虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図る。
２　虐待防止の啓発・普及するための研修を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質の向上を図る。

（その他運営についての重要事項）
第 18 条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
(1)　採用時研修　採用後１カ月以内
(2)　継 続 研 修　年２回以上
２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人もてぎ協栄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和２年　４月１日から施行する。
この規程は、令和８年　８月１日から施行する。
この規程は、令和８年１０月１日から施行する。